

令和7年度の入札制度等について

太田市では、昨今の建設業を取り巻く環境や地域の経済状況に配慮しながら、公正公平で競争性が確保される入札制度を目指しています。

令和7年度の入札制度における主な変更点は、週休2日制現場の試行拡大、少額競争入札の対象案件の変更、現場代理人常駐義務緩和措置の拡大を行いました。その他の項目についても再度ご確認いただき、本市の入札制度へのご理解とご協力をお願いします。

令和7年3月 太田市入札審査委員会

1 社会保険等未加入業者の排除について

建設業等の持続的な発展に必要な人材の確保と、事業間における公平で健全な競争環境の構築を図るため、次のとおり社会保険等未加入の建設業者への対応を厳格にしています。

なお、社会保険等とは、健康保険、厚生年金保険、雇用保険のこととします。

(1) 元請業者について

太田市が発注する200万円を超える建設工事や100万円を超える建設関連業務委託においては、社会保険等に参加していること（但し、社会保険等加入適用除外事業者（※）を除く）。

また、元請業者の責務として、下請業者に対して社会保険等未加入に係る指導を行うことを求めます。

なお、社会保険等未加入業者は、入札参加資格申請（ぐんま電子入札共同システム）を行えません。

(2) 下請業者について

請負金額が4,500万円（建築一式の場合には、9,000万円）以上の建設工事案件については、原則として社会保険等未加入業者との下請負いを認めないものとします（但し、社会保険等加入適用除外業者や、特殊性を有する工種で当該業者の施工が不可欠であると認められる場合を除く）。

(3) 提出書類について

太田市が発注する建設工事を受注する際に、落札候補者には「下請負に関する誓約書」を、また受注者（落札者）には「下請負に関する届出書」及び「下請負に関する理由書」を提出していただきます。

※ 社会保険等加入適用除外事業者とは、健康保険法、厚生年金保険法、雇用保険法に規定する適用除外事由であり、「常時5人未満の従業員」等の規定があります。

2 等級格付（ランク）の策定について

建設工事主要7工種における等級格付（ランク）は、客観数値に主観数値を加算した総合数値により、次の基準により格付けを行います。

なお、令和7年度においては基準の変更はありません。

●令和7年度 格付基準

等級 工種	A	B	C
土木一式	850 点以上	700～850 点未満	700 点未満
建築一式	800 点以上	800 点未満	—
電気	750 点以上	750 点未満	—
管	750 点以上	750 点未満	—
舗装	750 点以上	750 点未満	—
造園	650 点以上	650 点未満	—
水道施設	700 点以上	700 点未満	—

3 ランク別発注標準額の基準の運用について

ランク別発注標準額の基準については、案件ごとに必要とされる施工能力、公告回ごとの発注バランス、更に発注時期による業者側の繁閑等を考慮し、単体ランク又は複合ランクの設定を行います。

また、施工案件の品質を確保する観点から、施工実績等の必要な条件設定を行います。

4 主観数値について

令和7年度の等級格付（ランク）における主観点項目について、変更はありません。今後も引き続き、社会状況等や先進事例などを勘案し、必要に応じて見直しを行っていきます。

なお、主観点項目の詳細については、契約検査課ホームページをご覧ください。

5 市内業者への優先的発注について

地域経済の活性化を図るため、入札参加資格要件等における地域区分を『市内』とし、地元業者への優先発注に努めていきます。

なお、施工能力や競争性を確保する観点から必要に応じて、地域区分を拡大し『準市内』他とすることがあります。

6 入札方式について

令和7年度の入札方式は、前年度と同様に次のとおりとしますが、(3)の少額競争入札の対象案件が変更となります。

(1) 条件付一般競争入札

条件付一般競争入札（通常型）と条件付一般競争入札（小規模型）を実施します。

なお、通常型、小規模型のいずれも電子入札で行い、落札決定に際しては、従前どおり書面による事後審査方式を継続します。

(2) 指名競争入札

建設工事等案件において、契約検査課で行う指名競争入札は、特別な理由等がある案件で、入札審査委員会でその必要性が認められた案件を限定対象とします。

(3) 少額競争入札

各事業担当課における見積徴取により競争を基本とする少額競争入札については、これまで設計金額が工事130万円以下、建設関連業務委託50万円以下の案件（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号該当案件）を対象としていましたが、地方自治法施行令の改正により、令和7年度より設計金額が工事200万円以下、建設関連業務委託100万円以下と対象案件を変更します。少額競争入札は、引き続き太田市小規模契約希望登録業者を積極的に活用する方針です。

なお、この入札に係る予定価格の公表及び設定方法は、事業担当課で決定します。

7 調査基準価格・最低制限価格の算定水準について

条件付一般競争入札（通常型と小規模型）及び指名競争入札については、ダンピングの防止を図るため落札金額の下限を設定します。

令和7年度は、引き続き「中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル（令和4年3月）」に準拠します。これにより、公共工事に従事する労働者の賃金その他の労働条件の改善と担い手の育成、また建設業の健全な発展を通して、本市の公共工事の品質向上を図ります。

業務委託案件は前年度どおりの方式とし、入札審査委員会が決定した率により算定します。

8 予定価格・最低制限価格の公表について

不正な入札の抑止や予定価格の漏洩等の防止、入札契約に係る透明性の確保を理由に予定価格及び最低制限価格は、一部の案件を除き、原則として事前公表とします。

なお、令和7年度においても、国や県からの指導を踏まえ、入札審査委員会で選定した案件について、最低制限価格の事後公表を試行します。

9 週休2日制現場の試行拡大について

建設業が取り組む「週休2日の定着」を支援するため、受注企業の現場代理人、主任技術者及び監理技術者（以下「技術者等」という。）を週に2日間休日とし、同時に工事現場を閉所とする「週休2日制現場」を試行します。

なお、令和7年度は次のとおり対象工事を拡大して実施します。

工種が土木一式の建設工事で、設計金額が本市の定める基準を上回る工事について、原則、発注者指定型として発注します。なお、案件公告等において対象工事である旨を記載します。

10 余裕期間制度の試行について

工事の発注・施工時期の平準化、労働者の確保や建設資材の準備期間の確保、技術者の配置の平準化などを図るため、「余裕期間制度」を設定した工事を試行します。

本市が行う余裕期間制度は、契約ごとに、工期の30%を超えず、かつ、最大60日を超えない範囲内で余裕期間を設定して発注しますが、方式は以下の2つを試行します。

①任意着手方式

本市が示した工事開始日期限までの間に、受注者が工事開始日を設定する方式

②発注者指定方式

余裕期間内で工事開始日を本市があらかじめ指定する方式

11 技術者配置について

令和7年度の技術者等の配置要件は次のとおりです。

（1）建設工事

現場代理人の常駐義務については、太田市が特に認める場合に限り、請負代金額4,500万円未満の工事において2件までの兼務を認めます（市内一円工事は3件まで）。これまでの4,000万円未満から、4,500万円未満に緩和措置を拡大するものです。

（2）建設関連業務委託

太田市が発注する建設関連業務委託については、希望登録のある業者への発注を中心とします。管理技術者又は照査技術者等の技術者資格基準の策定に向け、引き続き、建設コンサルタント登録規程の活用についての検討を行います。

12 受注業者の経営基盤安定対策について

太田市が発注する工事の安定施工を図るとともに、地域経済の振興と地場産業を育成するため、受注者の経営基盤安定対策として次の制度活用を推進します。

（1）太田市建設工事等資金貸付事業（太田市独自の貸付制度です。）

（2）前金払及び中間前金払制度

13 市内下請業者等の活用について

太田市では、市民生活に密着した社会資本整備を積極的に進め、地元業者に優先的に発注することで地域経済の活性化に努めています。

太田市発注工事の元請施工業者には、引き続き、次の事項について協力を求めています。

- (1) 下請業者を活用する際には、市内業者の優先的な活用をお願いします。
- (2) 工事の資材調達に際しては、可能な限り地場産品を活用していただき、市内業者からの調達をお願いします。

※ 上記の項目を実施していただくことで、総合評価落札方式における「市内業者の活用状況」の評価項目が加点になります。詳細は太田市総合評価落札方式試行要領でご確認ください。